

公益社団法人 鹿児島県歯科衛生士会役員選出規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人鹿児島県歯科衛生士会（以下「本会」という。）
定款第21条・第22条に基づき、役員を選出に関する事項を定める。

(役員選出の周知)

第2条 会長は役員選出について定款25条に基づき、その期日の90日前までに会員に
周知しなければならない。

(役員資格)

第3条 役員になろうとする者は、定款第5条第1項に定める正会員及び名誉会員で
なければならない。ただし、監事においてはその限りではない。

(役員になろうとする者の届出)

第4条 役員になろうとする者は、選出の期日60日前までにその旨を本会に届け出なけれ
ばならない。

- 届出の書式は別に定める。
- 会長は提出された届出書に基づき、速やかに候補者一覧表を作成する。
- 会長は前項の候補者一覧表を会員に周知する。

(選出の方法)

第5条 役員を選出は定款第22条に基づき、総会の決議によって選任し、職務については
理事会の決議により選定する。

(結果の告示)

第6条 会長は前条の決定に基づき、その結果を会員に対し、直近に発行する会報等で報
告する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の議を経て総会の決議により行う。

附則

1 この規則は平成24年4月22日より施行する。